

父親の子育て、応援します！



所属名：
氏名：

父親になる・子育て中の教職員のみなさんへ

愛知県教育委員会では、教職員が安心して仕事をしながら子どもを産み育てることができる職場の実現のために、教職員が様々なかたちで子育てに参加できるような環境整備を行いました。

その結果、男性教職員の育児に係る休暇の取得率は8割を超えています。

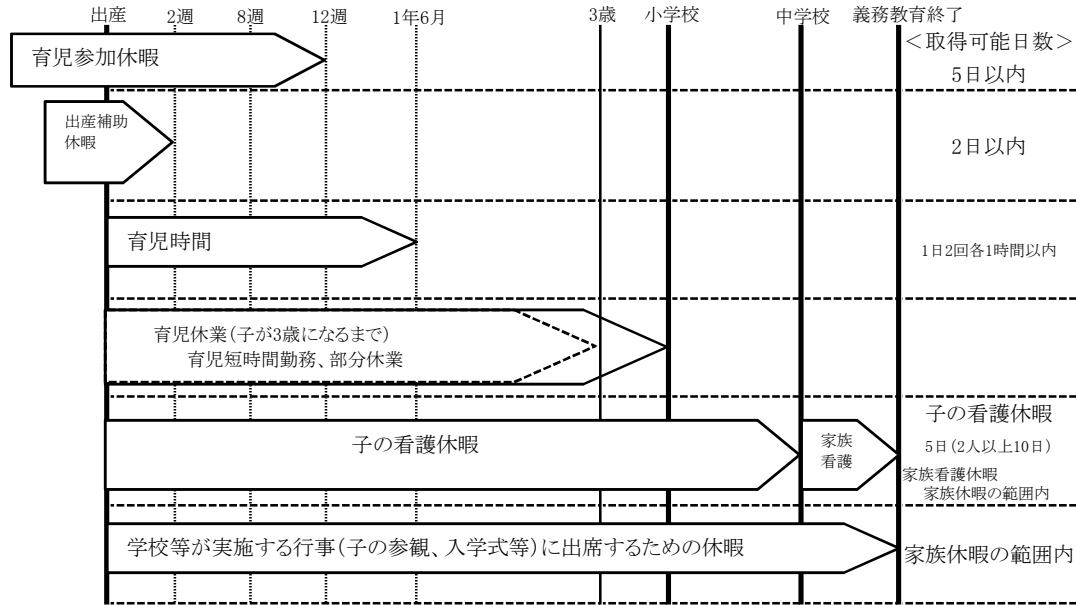
(令和2年度 86.0%)
しかし、男性教職員の育児休業の取得率は依然として低い水準となっています。

(令和2年度 4.4%)
育児休業等に不安を抱かれている方もこの「働く父親のためのハンドブック」をご覧ください。今まで以上に子育てへの関心を深めていただければと考えています。

職場ではそれぞれが持つ能力を最大限に生かして仕事を行い、プライベートでは、子どもや妻、家族との時間を大切に過ごしてください。

このハンドブックは、あなたのそんな毎日の過ごし方を応援しています。どうぞご利用ください。

1 休暇等の制度



1-2 利用できる休暇等の制度(解説)

① 育児参加休暇

教職員の妻が出産するとき、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する場合に取得できる休暇です。 日/時間で取得可。

② 妻の出産補助休暇

妻の出産に伴う入院の付添い、出産時の付添い又は出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等を行う場合に取得できる休暇です。 日/時間で取得可。

③ 育児時間

生後1年6月に達しない子を育てる場合(当該子の母がその子を常態として育てることができる職員を除く。)に取得できる休暇です。 時間/分で取得可。

→添付書類:育児時間を必要とする理由書

④ 育児休業

3歳に満たない子を養育するため、育児休業することができます。妻が専業主婦や育休中でも取得可。

→申請書:育児休業承認請求書、育児休業等計画書等

⑤ 育児短時間勤務

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、

育児短時間勤務をすることができます。

→申請書:育児短時間勤務承認請求書、育児休業等計画書等
⑥ 部分休業

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日2時間以内(30分単位)で部分休業をすることができます。

→申請書:部分休業承認請求書、出生証明書等

⑦ 子の看護休暇

負傷又は疾病にかかった中学校就学の始期に達するまでの子の世話又は疾病の予防を図るために取得できる休暇です。 日/時間で取得可。

→添付書類:「子の看護を必要とする理由書」

⑧ 家族看護休暇

負傷又は疾病にかかった家族(子)の看護をするために取得できる休暇です。 日/時間で取得可。

→添付書類:「看護のための家族休暇を必要とする理由書」

⑨ 子の参観

子の在籍する学校等が実施する行事に出席する場合に取得できる休暇です。 日/時間で取得可。

→添付書類:実施を証明する文書(学校からの通知文等)の提示

★ 子育て行事スケジュール(メモ)

行事	予定	備考
お七夜	年 月 日	
お宮参り	年 月 日	
乳児健診	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
1歳誕生日	年 月 日	
1歳6か月健診	年 月 日	
3歳児健診	年 月 日	
七五三	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

☆ 子育て連絡先メモ ☆

○子どもが病気になったら!
▼かかりつけの病院・診療所

電話

▼救急医療機関

小児救急電話相談(毎日19~23時)
#8000か052-962-9900

電話

※「子どもの救急」<http://kodomo-qq.jp>では症状に応じた対応を確認できます。

○子どもの所在地

▼保育所・幼稚園・小学校・学童保育等

電話

2 出産後の主要な手続き一覧

手続	出生届	扶養手当	児童手当
提出先	市区町村	総務事務センター	
必要書類	・出生届 ・出生証明書 ※詳しくは市区町村へ	・扶養手当(登録) ★ ・続柄が記載された住民票等	・児童手当・特例給付認定請求書☆ ・世帯全体の続柄がわかる住民票 ・所得証明書
金額	—	月額10,000円	月額15,000円 (3歳未満)※2
その他	出生の日から14日以内に提出が必要	・事実発生日の属する月の翌月(月の初日のときはその月)から支給 ※1 ○「給与」→「扶養手当」	・請求日の属する月の翌月から支給 ※3 ・増額の場合は、児童手当額改定認定請求書☆を提出 ○「児童手当」→「児童手当」

手続	扶養認定	家族出産費 出産費附加金	育児休業手当金
提出先	総務事務センター		
必要書類	・被扶養者申請書☆	・出生費等請求(登録)★ 直接支払制度の合意文書の写し ・領収・明細書の写し	・育児休業手当金(登録)★ ・辞令の写し ・給与支払証明書
金額	—	420千円(出産費) 50千円(附加金)	日額×日数
その他	・被扶養手当を申請しない場合は、戸籍謄本、実情申立書等が必要 ○「福利厚生」→「福利厚生(教育)」 →「組合員証」→「被扶養者認定・取消」	・直接支払しない場合 ・出産証明書☆ ・附加金は請求により自動払い ○「福利厚生」→「福利厚生(教育)」 →「給付金」→「出産費請求」	・子が1歳に達する日まで支給。(延長の場合等は、別途手続が必要) ○「福利厚生」→「福利厚生(教育)」→「給付金」→「育児休業手当金請求」

※なお、育児休業の場合は、共済の掛金を免除する手続が必要になります。また、育児休業終了後に育児短時間勤務、部分休業に入る場合には、職員からの申し出により標準報酬月額を改定することができます。○「基本機能」→「帳票ダウンロード」→区分「福利厚生(教育)」→「育児休業等掛金免除申出書」「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」「3歳未満の子を養育する旨の申出書(開始用)」を総務事務センターまで。

3 子育て中の給与制度の仕組み

	育児休業中	育児短時間勤務	部分休業
給料	支給しません ※育児休業手当金の支給あり	勤務時間数に応じた額	休業時間分を翌月に減額
地域手当	支給しません	勤務時間数に応じた額	休業時間分を翌月に減額
扶養・住居手当	支給しません	減額されません	減額されません
期末・勤勉手当	休業取得期間(取得期間が1か月以下を除く。)を算定期間から除算(期末手当は2分の1、勤勉手当は全期間)した期間率により支給	算定期間内における勤務時間数に応じた期間率により支給	算定期間内において休業取得により勤務しなかった期間が30日を超える場合は、勤勉手当を減額
退職手当	当該期間の一部を勤続期間から除算		減額されません

4 その他の子育て応援の仕組み

時間外勤務及び深夜業の制限

教職員が請求した場合には、下記の時間外勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。)や深夜勤務をさせてはならないこととしてしています。

- 3歳未満の子を養育する場合
全ての時間外勤務
- 小学校就学までの子を養育する場合
24時間/月、150時間/年超の時間外勤務、深夜勤務(22時～翌日5時までの間における勤務)

5 Q&A

Q1. 教職員の妻が産休期間中、男性教職員が育児休業を取得することはできますか。

A1. 妻が産休中でも育休を取得することができます。なお、「産後パパ育休」(出生の日から57日までの期間に育児休業を開始し、かつ終了した場合)の場合、その後特別の事情がなくても、再度育児休業を取得することができます。

Q2. 夫婦で同時に育児短時間勤務をすることはできますか。

A2. 同時期に育児短時間勤務をすることができます。また、「教職員→配偶者→教職員」のように夫婦で時期をずらして交代で育児短時間勤務をすることも可能です。

Q3. 子の看護休暇は、今後子どもが2人以上いる教職員の場合には10日付与されるとききましたが、1人につき10日使用してもよいのでしょうか。また、夫婦とも県職員である場合は付与日数は調整されますか。

A3. 10日以内であれば、対象者ごとの上限日数はありません。また日数の調整はなく、夫婦それぞれに5日(子が2人以上の場合は10日)与えられます。

6 子ども・子育てに関する地域貢献活動

地域の防犯活動や非行防止、子育て支援活動を行う地域の会や、子ども会、町内会などに、積極的に参加してみましょ。

～参考サイト～

「あいこどもネット」

愛知県のNPOなどの団体が実施する子育て支援情報を掲載したサイトです。「父親の子育て」というカテゴリがあり、地域や子どもの年齢から、子育て支援団体・取組を探すことができます。

[http://aichi-](http://aichi-kodomo.net/)

[kodomo.sakura.ne.jp/category/aikodomonet/](http://aichi-kodomo.net/)

★教職員課ではあなたの育児体験談を随時募集中です！「部局掲示板」からご意見をお寄せください。

☆子育て関連情報のご紹介☆

▼はぐみんカード

<http://www.pref.aichi.kosodate/card/index.html>
「はぐみん優待ショップ」で、商品の割引や粗品の進呈など、様々な特典が受けられます。

▼あいち はぐみんネット

<http://www.pref.aichi.jp/kosodate/hagumin/>
愛知県の子育てに関する情報を掲載しています。

▼「子育てハンドブック お父さんダイスキ」のスマートフォン向けアプリケーション
父親の育児の参考となり、また子どもの成長を記録することができるアプリケーションです。詳しくは、「あいち はぐみんネット」へ～愛知県健康福祉部子育て支援課～

おわりにかえて

子育ては、自分ひとりではできないものではありません。パートナーである妻や家族、地域の人、保育所や認定こども園の先生等々、様々な人がかかわりあってできていくものです。

かかわりあってできていくという意味では、仕事や毎日の暮らしと同じ。子育て期間に養ったチームワークや時間管理術、判断力は、これからの大きな資産になること間違いありません。

すべての教職員が安心して仕事をしながら子どもを産み育てることができる職場の実現のために、男性教職員だけでなく、様々な人を読んでいただくと幸いです。

令和3年8月